＜論　　説＞

イラン革命の土地革命的側面

―農民による地主所有地の占拠と再分配―

後　藤　　晃
ケイワン　アブドリ

目　　次

はじめに
一　旧地主農場の占拠に至る歴史的背景
二　村民による農場占拠と革命期の土地政策
三　マルヴダシト地方における旧地主所有地の占拠
おわりに

は じ め に

イランでは，この半世紀の間に社会構造を大きく変える農業および土地制度上の変化があった。この変化は，地主が農民を隷属させてきた前近代的な地主制の廃止，大規模な企業的農業経営の展開，家族経営を基本とする小農制への移行という流れをたどったが，この変化がドラスチックな政治変動を契機とした点にイランの特徴がある。この契機の一つは，1960 年に国王みずからが「白色革命」と称した近代化・工業化に向けた制度改革であり，また一つは王政を崩壊させた 1979 年の「革命」である。

「白色革命」は，イランの工業化の初発の時代に，地主の政治的影響力を抑え，国王の権力基盤の強化と近代化を図った構造改革であり，その柱となったのが農地改革であった。この改革は 1960 年から 70 年代半ばにかけて実施され，この過程で土地所有を基礎に中央や地方に政治的影響力を維持してきた地主層の非政治化が進み，宗教勢力の反発を招きながらもこれを抑えて，国王主導の近代化と工業化が進展した。ただ，民主的な手続きを経て改革を進めるまでには国王の政治・社会的な基盤は確立しておらず，独裁化を強めて開発を急いだことで社会的軋轢を高める結果になった。

農業制度の側面でみると，前近代的な地主・農民関係に終止符を打ち，地主を村社会から退去させた点で農地改革は画期的であった。しかし，農業開発を急いだために農民の厚生よりも生産力が優先され，資源の合理的配分と規模の経済が強調された。このため，零細な農民を切り捨て大規模な企業的経営を優先させる政策がとられ，農民や土地なし層[1] など村に居住する人々の不満を募らせる結果をも招いた。

一方，1979 年の「革命」は，イスラム勢力が政治権力を掌握したことで「イスラム革命」と

呼ばれるようになったが，農業・農村政策はポピュリズム的性格を帯びていた。「抑圧された者の革命」という革命政権のスローガンのもと，農産物に対する価格支持や各種の補助金などによる小農保護の政策がとられ，人口の50%を占める農村人口の厚生をはかることに重点が置かれた。しかし，企業的な農業経営と零細な小農経営の並存という農村地域における二重構造，また農村の土地なし層をめぐる問題については政権内部に認識の相違が目立ち，政策にも一貫性がみられなかった。革命成功後ほどなく新体制のもとで新たな農地改革法が立案されたものの，イスラム保守派の反対で棚上げされ，イスラム政権による統一的な政策が決まらないまま年月が経過した。

農村の土地問題に対しては，むしろ村落域の農民や土地なし層に注目すべき動きがみられた。クルド地域など特定の地方で，王政が崩壊する前から，零細な農民や農業労働者を中心とする大土地所有者（旧地主）に対する闘争がはじまっていたが，革命が成功すると，旧体制の崩壊で生まれた農村地域のアノミー状況下で階級対立が激化し，農民，農業労働者，土地なし層による大農場の占拠が各地に波及し全国的に広がりをみせるようになった。農村の住民が大土地所有者の土地を占領し，その立ち入りを阻止して農場の施設や収穫物を押さえ，最終的には農地を住民の間で分割するという過激な行動が，社会的矛盾を抱えていた地方に拡大していったのである。こうした行動には一部に革命後に農村に入った建設聖戦隊や左翼勢力などの指導や扇動もあったが，闘争自体はあくまで農民や村の土地なし層の主体性にもとづくものであった。一方，革命政権は内部における意思の不一致からこうした動きに敏速に対応することができず，後追いの形で法整備を行い収拾をはかるという状態にあった。

1979年の革命については都市の革命として語られることが多い。都市部で起こった民衆のデモから生まれた巨大なエネルギーによって成功できた革命であったから，都市的革命であったことに間違いはない。しかし，農村部で展開したこの土地革命とも呼ぶべき出来事は1979年の革命を性格づける上で無視できない重要な一項目をなしていたと言える。本稿は，これまでほとんど注目されて来なかった革命期にイラン各地に拡大した村民による大農場の占拠について，具体的な事例から検証し，その歴史的背景を明らかにすることを目的とする。きっかけは2005年と06年の2回にわたるマルヴダシト地方[2]の農村調査である。多くの村を訪れヒヤリングを進めていく中で，土地の再配分をめぐって激しい闘争が展開されていた事実を知ったことである。またこの地方については，1970年代はじめにも調査が実施されており，地主制の時代から農地改革を経て今日に至る変容のプロセスで，農場占拠に歴史的位置づけを行うことの必要性を実感したことによる[3]。

一　旧地主農場の占拠に至る歴史的背景

1　農場占拠の背景

1978年末，民衆の反王政の闘争が都市で激しさを増していた頃，ハメダン，バム，トルコマン・サホゥラでは大土地所有者の農場をめぐって緊迫した状況にあった。これは民族主義的性格を帯びてはいたが，王政期に実施された農地改革に対する村民の不満を主たる動機とするものであった。こうした村民の不満は各地に潜在していた。しかしイラン全体でみると，革命が成功するまでは，不満は潜在化し表面的には概して穏やかであったといってよい。革命当時，マルヴダシト地方に滞在していた原隆一氏は，都市とは対照的な農村部の情景を次のように記している。

> 騒然とした都市と比べると，農村は余りに平和でのどかな風景であった。ただ以前と違うのは，家々の屋上に緑・白・赤の三色の国旗が翻っていることであった。これは国王支持の表明であり，国旗を掲げていない農村は空爆の対象になるという噂が流れたためという。そして屋内では人々がラジオにじっと耳を傾け，都市での反体制運動の動きを追っていた[4]。

村の住民は日和見的態度で事態の推移を見守っていたのである。しかし，王政が崩壊すると農村の情景は大きく変わることになる。旧体制下で農村地域の治安の維持を担ってきたジャンダルメリー（辺境警察）が解体すると，村民は国王支持の旗を立てる必要がなくなった。さらに，法と秩序の空白状況が生まれたことで土地所有の法的根拠も一時的に失われ，村民による土地再分配の機運が一気に高まった。

農民の意識の変化には，都市で革命を担った青年が農村で活動を始めたことも影響している。しかし，村をめぐる経済社会的な状況の変化も大きく関係した。革命期の地域経済はかなり混乱し，失業層が滞留して農村社会は不安定な状況にあった。とりわけ土地なし層の状態は深刻で，都市で失業した人々が農村に還流したことで社会的な緊張が高まっていた。つまり，村民による大土地所有者の農場の占拠は，貧困と失業からくる農村の社会的緊張が法と秩序の空白下で爆発した現象ということができるのである。とはいえその本源的理由をたどれば，土地所有の著しい不均衡があった。零細な農地を耕作する農民と土地なし層で構成される村が存在する一方で，大規模な農場とこれを所有する大土地所有者が存在する，土地所有における二重構造があったということである。後に詳しく述べるように，この二重構造は王政期の農地改革を契機としていた。このため，問題の所在を明らかにするにはまず農地改革法と農地改革のプロセスをたどることが必要となる。また，農地改革は農業部門における近代化を目指した制度改革であったから，それまでイランの主要な社会構成であった地主制についても遡り検討する必要がある。

農地改革が実施されるまでのイランの農村は地主制が覆っていた[5]。地主と農民の関係については地方によって相違がみられた。しかし，イランの圧倒的部分を占める乾燥・半乾燥地の農業地帯でいえば，農民は地主に隷属し，支配と従属の関係から相互に強い不信の構造があった。これをマルヴダシト地方の事例でみるとおおよそ次のようである。

① 地主は一般に村を単位に土地を所有した。乾燥・半乾燥地では農業生産に灌漑が条件となり，地主はこの灌漑用水にも独占的な権利を有していた。また村民が居住する集落をも所有することがあり，主要な生産手段と生活の手段を独占することで地主は強い権限を有し，農民を支配・管理する「村の所有者」のごとき存在であった。

② 地主は所有する村をエステートとして経営した。農民はこのエステートの労働組織に編成され，村落は「飯場」のごとき性格を帯びていた。農民は地主経営の農場における雇農として働く権利をもっていたが，その権利はきわめて脆弱であり容易に剥奪された。

③ 農場で生産された作物は地主と農民の間で一定比率で分けられた。地主と農民の分益比は灌漑小麦が2対1，夏作が1対1，非灌漑小麦が1対4とされたが，実際には経済外的強制によって地主は様々な名目で農民を収奪した。

この地主制は前近代の領主制から発展した制度であり，1920年代から30年代にかけて中央集権化が強まり近代化と工業化のために国家的蓄積を強めていく過程で発展した。国家が地主を中央集権体制の同盟者としてまた国家的収奪の媒介者として位置づけ，国家の暴力装置によってその権限を保障したことで確立した制度である。農民は個別の農地を経営する小農民ではなく，地主の農場の雇農として存在した。地主と農民の関係は，農民を支配・管理して農場を経営する地主と，きわめて脆弱な権利しかもたない裸の労働力である農民との関係であり，パトロン・クライアント的ではない相互に強い不信の関係であった。

村民による土地占拠が全国的に拡大した1979年は，農地改革から15年足らずしか経過していない。このため地主制の時代の記憶は農民の頭の中にまだあざやかに残っていた。旧来の地主・農民関係は廃止されたが，地主は村の周辺で相変らず大規模な農場を経営していた。農地改革で農民に農地が譲渡されたとはいえ徹底した農地の再配分が行われず，多くの農地を地主が所有し続けていたことへの農民の不満は大きく，農地をまったく譲渡されなかった土地なし層にとって不満はことさら大きかったのである。

2　農地改革と「メカニゼ」

1950年代の終り頃のイランは政治と経済の危機にあった。王政の最大の支援者であったアメリカも，第3次五か年計画の作成に取り組んでいた「企画庁」の官僚も，また政治エリートの一部も，危機を脱するために広範な経済的・社会的改革が必要だということで一致していた。改革を約束して誕生したアミーニ内閣は熱烈な農地改革論者として名高いアルサンジャーニを農業相に据え，農地改革を政策の目玉にした。これに対してまだ権力基盤が弱かった国王は巻き返しを図るべく，農地改革に婦人の参政権など他の改革案を加える形で「白色革命」を宣言した。

農地改革法は1962年に成立した。この法律では複数の村を所有する大地主を対象に，所有する1か村を除くすべての村の農地を農民に譲渡することが規定された。地主の規模別分布をみると，1人の地主に所有されている村が村総数のほぼ4分の1を占めていた。またこの地主のうち

約 1000 人は 2 か村以上を所有し，最大の地主は 215 か村を所有していた[6]。農地改革法では，たとえば 4 つの村を所有する地主の場合，3 つの村については農民にすべて譲渡しなければならず，大地主の経済的基盤を弱体化させるには有効であった。しかしこの法の対象になったのは農民数で全体の 3 分の 1 に過ぎなかった。このため対象をさらに広げるべく 1964 年にこの農地改革法に追加の条項が加えられ，改革は第二段階に進むことになる。

この追加条項は，地主と農民が収穫を分益した地主経営の農場に適用され，1962 年の法で対象から外された 1 か村ないしそれ以下を所有する地主の農地が対象となった。つまり分益制をとるほとんどの地主所有地が対象となり，次の 5 つの選択肢が示された[7]。

(a) 地主と農民との間で 30 年の借地契約を結ぶ。

(b) 農民に土地を売却する。

(c) 過去 3 年の分益比率で地主と農民の間で土地を分割する。

(d) 地主と農民の株による共同農場とする。

(e) 地主が農民に金を払い土地を購入する。

それぞれについて簡単に説明すると，まず (a) は，前近代的な地主経営を廃止し，地主はあらたに農民との間に借地契約を締結するというものである。地主が村から退去することで農民は農業経営の主体となるが，地主は相変わらず土地の所有者であり，農民は地主に借地料を支払う必要があった。しかも借地料は，分益で地主が取得した額に相当したため，地主制の時代とあまり変わらず高額であった。

(b) は，地主が農地を農民に売却するというものであり，農民に地主所有地の譲渡の道を開くものである。しかし，購入価格は地主と農民の双方の交渉によって決められ，一般的に農民に高い土地代金が求められたから，農民の多くは支払能力がなく，この選択肢で土地を得た農民の割合は非常に少なかった。

(c) は，地主が所有する農地を分益比率（収穫時に地主と農民が作物を分けた比率）で分け，農民に譲渡される農地に対しては有償とするというものである。この選択肢では後に詳しく述べることになるが，農民は地主所有地のほぼ 3 分の 1 に権利を取得した。一方，地主にも 3 分の 2 の農地が残されたが，地主は「メカニゼ」と称する企業的な農業経営を行うことが条件とされた。

(d) は，地主と農民が株をもち合って共同経営の農場とするものである。株の所有比率は，土地，家畜，農業施設と農具の評価額で決められたため，土地や灌漑用水の提供者である地主が圧倒的な比率で株をもつことになり，農場は実質的に地主が経営する農場となった。

(e) は，地主が農民に金を支払い，地主所有地を企業的な農場経営に変えるというものである。有償による村の農地の囲い込みであり，農民は離農するか農業労働者になることになる。

以上からわかるように，農地改革の第二段階で前近代的な地主経営は全面的に廃止されることになった。したがって農地改革には農民解放としての側面があった。しかし，選択肢のいずれにも共通していることは，地主の利害を強く反映していることである。もちろん地主の負担もある

が，むしろ農民にかなりの負担を課している。農民は地主への隷属関係から解放されたが，貧困から解放された農民は少なく農民が期待した内容とはほど遠いものであった。

農民が地主から借地する（a）については1969年になって修正され，農地が借地農に売却されることになった。譲渡代金は高く設定された借地料の12年分に相当する額とされ，農民が支払えない場合には（c）の方式で土地を地主と農民で分割し，ほぼ3分の1に相当する農地が有償で農民に譲渡されることになった。

農地改革が宣言された当初，農民は農地が自分たちのものになると期待していたから実際に施行された農地改革に対しては不満が大きかった。しかも，村の住民のうち非農民は恩恵をまったく受けず，土地なし層として農村に滞留せざるを得なかったため不満はより大きかった。また，農民の多くは読み書きができなかったため，実施の過程でかなりの不正があったといわれている。地主は担当役人に圧力をかけ，接待し賄賂を支払った。

農地改革法が地主に配慮した内容となった理由としては，地主が中央や地方の有力者として政治に強い影響力を維持していたこともあるが，農地改革が当初より農地の完全な再配分を目指していなかったことが大きい。当時のイランは経済発展の離陸期にあり，社会的平等よりは農業制度の近代化が一義的な目標とされていた。農業生産力の発展のために前近代的な農場を解体し，生産力の高い経営形態に移行させることが主たる課題となっていたということである。これは農地改革法で「メカニゼ地」が対象から除外されたことからもわかる。「メカニゼ地」とはトラクターなどの農業機械を導入した企業的経営の農場のことであり，この多くは村の農地を囲い込み農民を排除することで作られたものである。

農地改革以前にこうした「メカニゼ地」がどの程度あったかは明らかではない。ただ，地方によってはすでに1950年代初めにトラクターの導入など農業の機械化を進めた企業的経営の農場が存在していた。岡崎正孝氏によると，イラン北部のゴルガン地方では，綿花の国際価格が高騰した綿花ブームの時代に，テヘランや地方の政治家や商人また地主の投資による大規模な農場が生まれている[8]。生産性を高める上で旧来の地主経営が制度的なネックとなり，これを廃止し，企業的経営に移行する動きが1950年代にすでにはじまっていたのである。「メカニゼ地」は農地を囲い込むことで農民を排除して作られたため，農民は無産者化した。こうした農場は農地改革ではその対象から外されたため革命時における村民による占拠はこの「メカニゼ地」でとくに過激に展開した。これは村を追われた農民が地主に抱いた激しい敵対感情を考えると容易に理解できることである。

1950年代末から60年代はじめにかけて，農地改革の動きを察した地主の中にも，農地改革を逃れる方策として，農場のメカニゼ化を画策するものが数多くいた。調査を行った村にもこうした地主による囲い込みの事例がいくつもみられた。ヘイラーバード村とタージアーバード村では1950年代末に地主がメカニゼ化を画策した。しかしこの地主の場合，いずれも失敗している。

図1　農地改革後の地主と農民の農地分割（1973年時点）

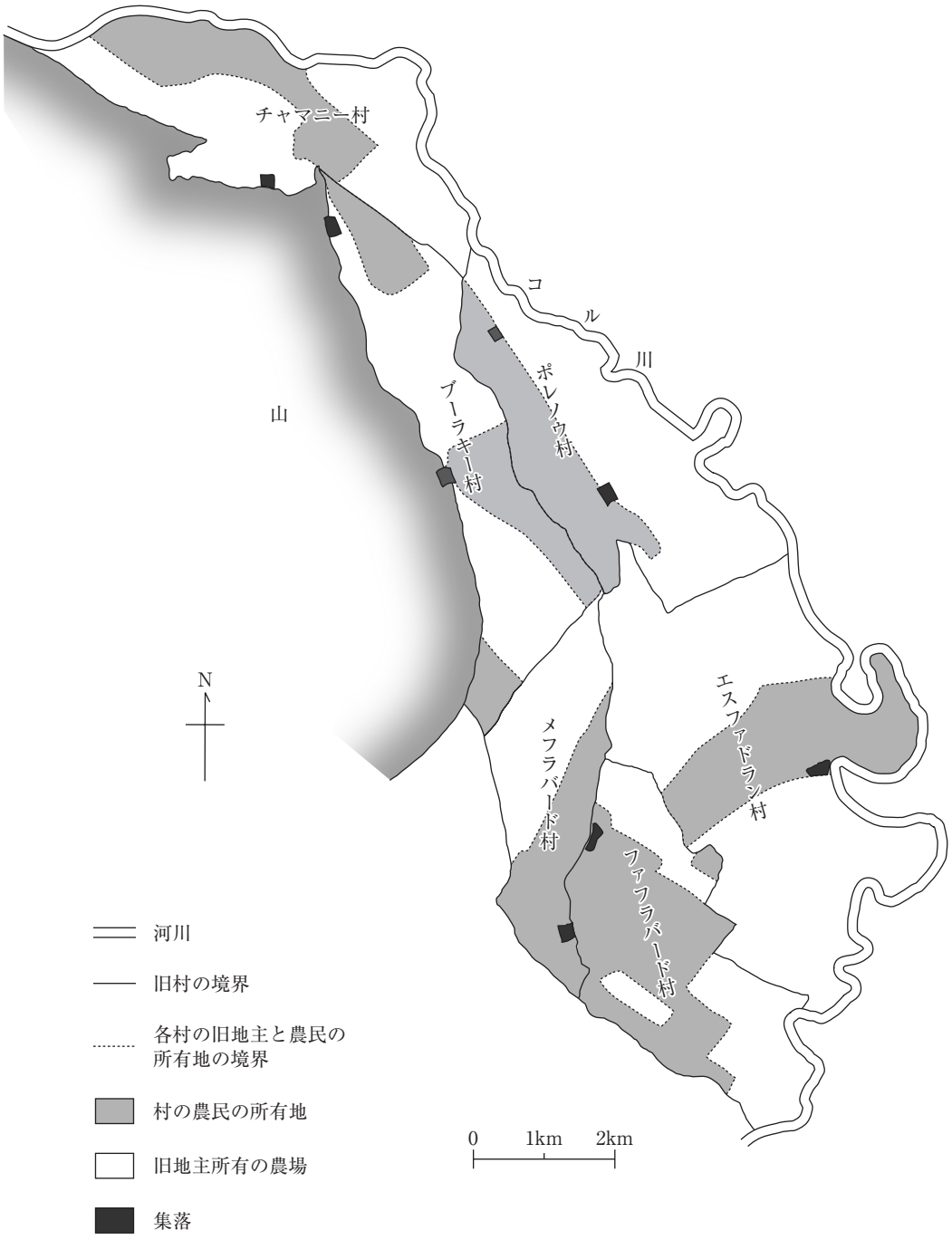

3　サナッド（農地売買契約書）にみる地主経営農場の分割

マルヴダシト地方の多くの村では農地改革の第2段階の5つの選択肢の中の（c）「分益比率にもとづく地主と農民の農地分割」が選択された。このため，農民は地主所有地のほぼ3分の1を取得したが，地主はその2倍の土地を農地改革後も確保した。図1は，農地改革後におけるマルヴダシト地方の1つの地区における農地の所有状況を示したものである。地主所有地と農民所有地がモザイクのように分布しているのがわかるが，この6つの村の場合，面積は合計5300 haあまりあるが，このうち農民の所有となったのは1700 haに過ぎない。残りは旧地主によって所有され続けた。

では，農地改革によって地主と村の農民の間で農地はどのように分割されたのか。ポレノウ村の事例で具体的にみていくことにする。

ポレノウ村の農地売買契約書（サナッド）

売手（土地の所有者）

①デヘガーン家	3ダング
②ジョーカール家	1.5ダング
③アブドッラーヒー家	1.5ダング

以上ポレノウ農場における地主の持分である。またこの売買契約書は農場に限定され，館における持分は登録書通りである。

買手

農民36人の名前が，親の名前，身分証明書の発行地名とともに記載されている。

買手である各農民は売買譲渡された土地の36分の1に権利をもつ（購入した土地は36人の農民の共有）である。

譲渡された土地の総面積は298 ha，共同で所有されるこの土地に対する農民1人の権利は8.3 haとなる。

取引物件

ポレノウ村の298 haの土地は上述の地主3家の土地であり，36サフム（持分）に分けられる。また水源国有化法にもとづき，農民はそれぞれコル川の840サフムから22サフムを与えられる。

地主所有地に対する農民の農地の取分は，灌漑地では冬作地1/3，夏作地1/2。非灌漑地では4/5となる。これにより，地主と農民が調印した土地の配分では，種子15,280マンに相当する夏冬作の全灌漑地のうち種子5,360マン分と水利権，また種子2,735マンに相当する全非灌漑地のうち種子2,178マン分を農民の土地とする。

36人の農民は権利をもつことになる298 haの土地は農民のあいだで平等に分ける。

2つのガルエ（集落）は農民に割り当てられる土地にある。地主はこの土地を利用してないが，ガルエ内の倉庫や家畜小屋は農民と地主の共有であり，農民に分けられるもの以外は地主の所有物として認められる。

価格

買い手は281,016リアルを（1人当5,781リアル）を10年の分割払いで支払う義務を負う。買い手は1971年から年間578.1リアルを売り手に支払い，公証の領収書を受取る。

上の資料は農地改革の際に地主・農民間で取り交わされたポレノウ村のサナッド（農地売買契

約書）である[9]。文書自体はより仔細に書かれているが，ここでは要点だけを抜書きした。土地の売手である地主の名前，買手である農民の名前，取引対象となる農地の面積，譲渡の内容，売買価格が記されている。

まず，売手についてみる。

地主はデヘガーン家，ジョーカール家，アブドッラーヒー家の3家族からなる。ここでは省略したが，登記簿上の名義は13人であり，所有の形態はモシャーであった。イランでは所有をその形態からマフルーズとモシャーの2つに分ける。複数の地主が1つの村を所有する場合，マフルーズは複数の地主が村の農地を線引きして分け境界で区切って所有する形態である。これに対してモシャーは，農地を分割せず複数の地主が持分で共有する形態である。農地改革前の地主経営の農場ではモシャーが一般的であり，ポレノウ村もこの地主3家がそれぞれ3ダング，1.5ダング，1.5ダングの持分で共有していた。持分を示すダング（dang）は，持分総数を6とし，その6分の1を1ダングで表したものである。つまり3家は村の土地を2対1対1の比率で共有しており，農民に譲渡した土地もこの比率で負担した[10]。

モシャーで共有した理由は，農場が村を単位に経営されたことによる。所有者が複数であってもモシャーで所有されていれば農場が分割されることはないのである。1930年代には一般に1人の地主が単独で村を所有することが多く，このため所有と経営は一体化していた。しかし，時代が下がるにつれて分割相続などで持分を分けるケースが増え，結果として所有と経営は分離する傾向にあった。ポレノウ村の場合，農地改革時に名義人は13人であったが，村を1つの農場として経営に当ったのはアブドッラーヒー家の当主であり，他の地主は経営に関わらなかった。

次に買手をみると，農民36人の名前が羅列されている。この36人はほとんどが農地改革前に地主経営の農場で働いていた農民である。農場で働く農民の権利をナサクというが，このナサク保持者が土地を譲渡される権利をもった。

農地改革前のポレノウ村の農場は829 haであった。このうち農民に譲渡されたのは34%に当る298 haである（図1のグレーの部分）。農地の分割の基礎になったのは過去3年間の地主と農民の分益比である。サナッドには灌漑冬作地（小麦，大麦）が2対 1，灌漑夏作地が1対 1，また非灌漑地で1対4の比率で地主と農民が農地を分割すると記されている。

また，サナッドには地主と農民の農地の分割が小麦の播種量でも示されている。種子15,280マンである夏冬作の全灌漑地のうち種子5,360マン，また種子2,735マンである全非灌漑地のうち種子2,178マンを農民の土地とすると書かれている。マンは重量の単位であり，1マンの重量は地方で異なるがマルヴダシト地方では約3.3 kgに相当する。かつて収穫量は播種量の倍数で表され，耕地の規模も播種量で表現された。サナッドもこの慣習を踏襲したと考えられる[11]。

土地とともに水も地主から農民に譲渡された。ポレノウ村はコル川のラームジェルド堰の分水路からの水を利用し，その量は各村が利用できる水量に対する持分数で示された。水利権は地主に帰属していたため，農地改革では地主・農民間の灌漑農地の分割比率でこの水利権の持分も分

割された。サナッドに示された840サフム（持分）は農民に譲渡された持分数を示している。

農民への譲渡は一括譲渡の方式がとられ，農民もまたモシャーで農地を共有することになった。農民36人は298haの農地に平等な36分の1の持分を手にした。モシャーで譲渡されたのは，それまで農民が個別の耕地に耕作権をもつ小農ではなく，地主経営の農場で雇農として等しい労働の単位として組織されていたことによる。譲渡された土地を均等に36に区分することは技術的には難しくはない。しかし，農民に分割地を耕作する経験がなく，また伝統的な農耕技術を踏襲する農業では農民の共同労働が欠かせなかったから，分割地に分けることをしなかったのである。

4　農地改革と生産力主義

では，農地改革後に旧地主の企業的経営と村の農民経営との間にはどのような経営上の違いがあったのだろうか。まず，旧地主に残された531haの農地は，農地改革法で旧来の農民を雇農とする農場の継続が禁じられ「メカニゼ」が義務付けられた。このため，トラクターなど農業機械を導入し，経営者である地主の代理人のもとで農場制による企業的な経営形態がとられた。一方，村の農民は譲渡された農地を地主経営の時代の伝統的な農法と耕地制度をそのままの形で踏襲し，強い共同関係の下で耕作を行った。地主は退去したが分割地を経営する小農にはならなかったのである。このため，農村域には地主所有の企業的な農場と伝統的制度を踏襲した農民経営がモザイクのように分布することになり，この両者の間には生産性において大きな格差が生まれることになった。1974年の調査時における両者の生産性を比較すると，農地の利用率では企業的農場は農民の共同経営地の1.5倍以上，また単位面積当たりの小麦の収量では2倍以上の差が生じていた[12]。

農地改革では国王の体制基盤の近代化と強化が意図され，地主を村から退去させたことでは一応の成功をおさめたといってよい。しかし，先にみたように地主にかなり譲歩した内容になっており，国王のやる気のなさが中途半端な改革になったと，農地改革に否定的な評価をする者も多い。村の農民の厚生という観点からは確かに徹底した改革ではなかった。だが，この農地改革を農業改革という側面でみるとまた別の見方ができる。1965年，国王は次のような演説を行っている[13]。

> イランの灌漑農地は400万ha以下であり，国民に食糧を供給するには不十分な面積である。工業化を進めるには食糧を自給すべく農業生産性を高める必要がある。このためには農地は適正な規模とすべきであり，経営は非経済的な小単位に分割されてはいけない。

開発政策を進めていく上で資源の再配分と生産性の向上が必要であるとの主張である。規模の経済ということでは農民的経営よりも企業的な農場に期待が向けられていた。経済開発を進め農業の生産性を高めるためには，地主経営を企業的な経営に衣替えさせることが必要であった。「メカニゼ」された農場，つまり機械化された近代的な農場が農地改革の対象から外され，また

ポレノウ村の例でみたように，農地改革の対象となった村で「メカニゼ」を条件に地主にかなりの規模の農地を継続して所有することを認めたのも，経営の近代化と規模の経済による生産性の向上が期待されたからである。もっとも農民に期待が向けられなかった訳ではない。政府は農民の経営を補助すべく農村協同組合を組織し，金融，販売，購買などの事業で支援を行っている。しかし官製の組合は必ずしも効果的に機能せず，農民は経営資金に不足し，かつ伝統的農業制度を踏襲したことで期待される成果を挙げなかった。

要するに，地主所有の農地の全面的な配分を期待した村民と，近代化と生産力の向上を目指した国家との間には，農地改革の理解において当初より齟齬があり，ポレノウ村の農民や土地なし層からみると，農地改革は国家権力による村の農地の囲い込みと認識されていたのである。

王政は開発計画を実行して行く過程で生産力主義を強めていった。これは 1974 年の国王の発言にもみられる。当時はオイルショックで産油国イランも莫大な石油収入を手にしたが，彼は TIME 紙のインタビューで，この石油収入を開発の資金に工業化を進め，20 世紀末には工業国の 5 本の指に入る努力をすると述べている。この開発の理念が農業政策に反映したのが 1968 年に成立する「農業公社設立法」と「ダム下流域の農地開発のための企業設立法」の 2 つの法律である。このうち後者は，イラン南部のフーゼスタン州で進められていた水利開発との関連で，この地区の 100 万 ha に及ぶ土地を数千ないし 2 万 ha 規模の農場に再編するというものである。1976 年時点で開発されたほぼ 30 ha で国内資本や外国資本による農業会社が，アメリカの農業経営方式によって農場を経営しており，このため対象地域にあった 70 に及ぶ村が解体された。

一方，農業公社設立法は，水利開発など農業基盤の整備を進めた地域で，国家主導の農場を建設するというものである。対象となったのは農地改革で農民所有となった農地であり，ここに政府から技術者と技師が派遣されて経営に当たり農業省が指導・管理を行った。村の農民に対しては，土地を収用する代わりに株を与え収益の一部を配当として分配する，いわば半国営農場である。ここでも，国家による囲い込みが行われ，村の農民は再び農地を失ったのである。

マルヴダシト地方では，この法にもとづき 9 つの農場が作られた。その 1 つラームジェルド農場にはポレノウ村を含めた 6 つの村の農民の農地が組み入れられた。農地改革で農民が権利を得た 1696 ha の農地が対象となり，旧地主の土地 3584 ha は「メカニゼ」で経営されていたことで対象外とされた。この結果，農民は株を得る代わりに農地改革で得た農地の所有権を放棄することになり，多くが離農を余儀なくされた。

この 2 つの法律にもとづく農業開発はいずれも伝統的な耕作を続けていた農民の農地を囲い込んで近代的な企業的な大規模経営に編成替えするというものであり，農民にとってはまったく不本意なものであった。しかし，当時は開発独裁の王政下にあり，農民は抵抗する手立てを持たないまま不満を潜在化させたのである。

二　村民による農場占拠と革命期の土地政策

1　臨時政府・革命評議会の農業・農村問題への対応

イランにおける反王政の運動は，1978年1月に宗教都市コムで起こったデモを皮切りにテヘランをはじめとする各地の都市に波及し，翌年1月の国王の国外脱出をへて，革命に至った。1979年1，2月には，イスラム国家への移行期の行政と立法を担うべく「臨時政府」と「革命評議会」が設置され，旧体制崩壊後の任務を遂行し，混乱期におけるさまざまな問題を解決することになる。しかし，当初この行政府と立法府に集まった中枢部の人たちは革命後に直面した諸問題に対処すべき明確なビジョンもプランももたなかった。王政を打倒して革命が成就したものの，この政治革命を経済および社会革命へと発展させるべきか，また発展させるとするとその範囲をどこまでとするか，といった主要な命題に関しては内部に意見の相違が大きく，イデオロギー対立の形で表面化していた。その後，憲法，大統領制や国民議会などの制度的枠組は整っていったが，社会・経済面での改革をどこまで，またどのように進めるべきかについては，意見の相違から対立がさらに深まっていった。

農業と農村をめぐる問題は，イデオロギー対立がからんで意見の相違がもっとも顕著に現れたものの一つである。とくに緊急を要したのは，農村部における土地問題の解決である。農村には生活を最低限維持する土地しかもたない零細な農民が多く，また土地なし層も数多く存在していた。アシュラフによれば，土地なし層・零細農民層の人口は革命時に150万を上まわっており[14]，革命が不公平の是正を主要な課題としていたことから，社会的正義という意味でも急ぎ対応せざるを得ない問題であった。しかも農村部ですでにはじまっていた大土地所有者（旧地主）の土地に対する農民による占拠と新たな農地改革の要求に対しても対応が求められていた。しかし，臨時政府と革命評議会は構成メンバー間のイデオロギー対立から，しばらくの間これらの問題に何の手立ても施すことができなかった。

革命を社会革命にまで発展させるか否かということとは別に，農村部を直撃していた経済の悪化に対しても速急な対策が求められた。大土地所有者の革命時における国外逃亡や農民との対立に起因する農村社会の不安定化によって，農業生産は大きく落ち込んでいた。また，経済状況の悪化により都市部の雇用が減少したことで，建設や工業部門に従事していた農村出身の季節労働者や移住労働者が農村に還流し，農村部における失業問題も深刻化していた。

革命後の農村はこうした緊急を要するさまざまな問題に直面していたものの臨時政府と革命評議会の体制は問題の解決を先送りし，対策といえるのはせいぜい，王政期に前体制に強くコミットしていた大土地所有者の土地を没収して農業省やモスタズアファン財団[15]の管理下においたことや，後に述べる農業公社（シェリカト・サハミー・ゼライー）の解体を求める農民の要求に応じて法整備したりしたことぐらいであった。

2　農民による旧地主農場の占拠

臨時政府と革命評議会が農業・農村問題に有効な手立てを講じることができない間に，農民や土地なし層による土地占拠が各地で始まり全国に拡大する傾向をみせた。これにはさまざまな要因がある。王政期に地方の治安維持を担っていたジャンダルメリー（辺境警察）の機能崩壊も大きい要因である。農村部の秩序が失われ一種のアノミー状態が生じたことで農村部の人々が不満を容易に行動に結びつけるようになったことである。しかし直接的な要因は農村の貧困と失業の深刻化にあった。例えば，ハメダンやバムで起きた旧地主所有の農場での占拠騒動では，都市で職を失い村に戻ってきた人たちが指導したといわれている[16]。ある村で起こった農場の占拠はすぐに近隣の村に波及したが，これには若者や左翼勢力[17]も大きく関わった[18]。左翼勢力が組織的に関わると土地占拠はイデオロギー的性格を帯びるが，この組織的支援を受けたトルコマン・サホゥラの農民による農場占拠の場合には武装闘争にまで発展した。この地方では，地域の都市エリート層と中央の資本家や軍人また官僚が大土地所有者層を構成し，農地改革の前にすでに「メカニゼ」による大農場が広がっていた。そして，「メカニゼ」であったがゆえに農地改革の対象とはならなかった。一方，農民の多くは土地を失っており，農場の労働には現地の少数民族であるトルコマン人と1930年代以降にこの地域に移住したザーボル地方の出身者が従事していた[19]。都市ゲリラ出身の左翼勢力は，革命の直後にこの地方に農村議会を設置し，農業労働者を組織して土地占拠を指導したのである。臨時政府と革命評議会は，農民や土地なし層が大土地所有者の農場を占拠した事実そのものより，それを支援する左翼勢力の役割を恐れ，1979年4月に占拠運動を制圧すべく軍と「革命委員会」のようなホメイニ支持者武装組織を派遣した。しかしこのときは解決に至らず，臨時政府崩壊後の1980年2月になって政府は再び治安部隊を投入してようやく制圧に成功した。

こうした旧地主農場の占拠の動きに対して政府が具体的な方策を立てられない状況下で，大土地所有者側もこれを阻止すべくさまざまな努力を払った。彼らは革命以前から地方の政治的影響力をもつエリート層と密接な関係にあり，また自らが有力者である場合も多かったが，革命後における占拠騒動に際しても，このネットワークを利用して阻止する工作を行った。この場合とくに重要であったのは，イスラム体制が確立する過程で影響力を強めた保守系の聖職者とのネットワークである。革命政権の土地政策は一貫性がなかったが，影響力をもつ保守系の聖職者は往々にして大土地所有者寄りであった。

3　農場占拠と革命政権の対応

臨時政府と革命評議会は，農民による土地占拠を重大な問題であると認識していたが，当初においてはきわめて慎重かつ保守的な対応をとった。土地占拠問題を穏便に解決させることを望んだ革命評議会は，1979年7月24日に「農地権利侵害防止法案」を議決し，地方の名士や役人など5人からなる「5人委員会」を設置して，革命前の1978年8月20日以降に起こった土地をめ

イラン革命後の土地配分に関係する法と法案
（当時は，法案でも社会的な影響力をもっていた）
1979年7月24日（革命評議会）「農地権利侵害防止法案」
1979年9月15日（革命評議会）「イスラム体制下の土地再生・土地譲渡法案」
1980年4月15日（革命評議会）「1979年9月15日のイスラム体制下の土地再生・土地譲渡法案の改正法案」
1986年10月30日（イスラーム国会）「農耕のため臨時的に農民の管理下に置かれた利用地および未利用地の譲渡法」

ぐる紛争を解決するように指示した。しかしこの5人委員会の設置による解決策は全国レベルで急増していた農場の占拠に対処するには十分ではなく，委員会を設置したことが逆に占拠を助長する形にもなった。

事態が深刻化して行くなかで臨時政府・革命評議会は危機感を募らせ，1979年9月15日に「イスラム体制下の土地再生・土地譲渡法案」が議決された。この法案は，国有地となっている未利用地（bayer）と没収地，それに不毛地（mavat）に限って村の農民や土地なし層に分けるというものである。しかし，放置されている農地の分配を可能としたものの，大土地所有者の農地の再分配に言及するものではなかった。

全国に拡大していた土地占拠の動きをみると，この程度の対策ではまったく不十分であり，事態の収拾を図れないことはもとより自明であった。このため，知識人やメディア，また左翼勢力は法案に一斉に反発し，より大胆な方策として新たな農地改革をプログラムにのせることを要求した。しかし政府の反応は依然鈍かった。バザルガン内閣の農業相であったイーザディは，王政期の農地改革で地主の土地はすでに分配済みであるとして大土地所有者の存在そのものを否定し，新たな農地改革の必要性を認めなかった[20]。イーザディ自身が地主家族の出身であり，家族がマルヴダシト地方に数百ヘクタールの農地をもっていた。この例が示すように，臨時政府・革命評議会と農村・農民の間で認識にかなりのずれがあったのである。

農村の不安定化が深まるにつれて，臨時政府・革命評議会の体制を支持する者のなかからも農地改革の必要性を主張する声が大きくなった。1979年11月に起こったアメリカ大使館人質事件をきっかけにバザルガン首相が辞任し農業相も交替すると，農地改革論者の声はさらに高まった。しかしながら，バザルガン辞任後に勢力を強めたホメイニ派の宗教勢力は，基本においてイスラムの法と伝統にのっとって私有権は尊重されるべきとの立場をとっていた。ただ，当時のイランで勢いを増していた左翼勢力に対抗して不安定化した農村に秩序をとり戻すには，ある程度の社会的革命を認めなければならず，「イスラム法的かつ限定的私有」という概念をつくりだし，イスラム法における私有権尊重の解釈と大きくずれない範囲で農地改革に正当性を持たせようとした。つまり資本主義の「無限な私有」ではなく，左翼の主張するような完全な農地の再配分とも異なる第三の道として「イスラム法的・限定的私有」を考えだした[21]。土地問題については農村部において農場の占拠という状況が先に進み，後追いしながら穏健におさめることを望ん

だ宗教勢力の苦肉の策ともいうべきものである。

新たに農業省の土地担当の副大臣となったレザー・エスファハーニは熱心な農地改革論者であり，主導的役割を果たして新たな農地改革法案の作成に取り組んだ。法案は1979年9月15日の法案の改正案という形で提出され，「革命評議会」の審議の上で議決された。

この農地改革法案に伝統的な宗教勢力は強い反発を示した。例えば著名なローハニ師は，選出されたばかりの大統領に宛てた書簡で，この法案がイスラム法とイラン・イスラム共和国憲法に反すると断定して廃案を求めた[22]。このため革命の指導者として絶大な権威を有していたホメイニのお墨付きが必要となった。ホメイニ自身も私有権尊重の立場をとっていたが，新体制の安定のためには何らかのかたちで農地改革が必要だ考えていた。恐らく宗教界の伝統的な有力者との対立を避ける必要があったためであろう，法案がイスラム法に反するか否かについての判断を側近のイスラム法学者（聖職者）であるベヘシティ，メシキニ，モンタゼリーの3人に委ねた。結局，法案は修正もなく1980年4月15日に再び革命評議会で可決されることになった。

この法案は，1979年9月15日の「イスラム体制下の土地再生・土地譲渡法案」を改正し，農民や土地なし層への土地の分配について，その対象となる土地の定義を大幅に広げた点で重要な内容をもっていた。まず国有地や没収地（a条とb条の土地）を「必要に応じて」人々に譲渡すべきと規定し，さらに「前体制の基準による私有地である」という前置きをしながら，かつて「利用地」（dayer）であったが現在は「未利用地」（bayer）となっている土地（c条の土地），さらに「現在の利用地」（d条の土地）もまた分配の対象とされた。このうち「d条の土地」は，現在農業に利用されている農地を指しており，この法案が大土地所有者の土地まで切り込んだ形になっていることは大きな前進であった。

大土地所有者の土地に関するこの法案の規定では，所有者が農業に従事する場合，その地域の慣習に基づき家族が生計をたてるのに必要な農地面積の3倍までが留保され，これを超えた農地を農民と土地なし層の間で分配する。また農業に従事しない場合は，留保される土地は生計をたてるのに必要な面積の2倍までとした。ただ，いずれの場合もその地域に農地を必要とする農民が存在すること，しかもa条の土地やb条の土地を農民の間に分配してさらに不足している場合にのみd条の土地をも分配の対象とすることが条件とされた。この法案を実行するため，中央には直ちに本部が設置され，地域ごとに農業省の代表2名，内務省の代表1名，建設聖戦隊の代表1名，シャリア法判事1名そして村民代表2名からなる「7人委員会」が置かれた。

法案が実施される過程で様々な問題が露呈した。「7人委員会」の多くは法律が定める範囲を超えて大土地所有者の土地を農民に分配し，恣意的行動に走るケースも多々あった。またこの逆のケースもあった。この結果，農村部は混乱して農業生産はさらに打撃を被った。各地で農民による農場の占拠も多発した。もちろん大土地所有者側も事態の展開を手をこまねいてみていた訳ではなく，農民や土地なし層による占拠に対して合法・非合法の手段を選ばぬ対抗措置をとった。このため農村の混迷は深まり，農業生産にも大きく影響した。法律の行使によって期待され

た失業問題の緩和という点でもあまり効果がみられなかった。

結局，反発する伝統的な宗教界からの強い圧力の下，c条とd条の土地分配の作業は1980年11月以降停止に追い込まれることになったが，このときまでに分配が完了していたのはわずかに15万haの不毛地（mavat）とこの法案の対象となった3.5万haの土地に過ぎなかった[23]。

その後，土地改革をめぐる綱引きと対立の舞台は国会に移る。1982年3月に国会の農業委員会は，1980年4月25日に議決された「イスラム体制下の土地再生・土地譲渡法案」を改正した法案を修正し，国会に提出した。この法案はかなり後退した内容となっており，伝統的宗教勢力の勝利の証と評されたものである。にも関わらず，この修正法案は国会通過後の1983年1月に保守勢力の牙城であった護憲評議会で却下されてしまう[24]。そして法案が頓挫してからはしばらくの間農地改革をめぐる動きもなくなる。これはいわば農業・農村問題における社会革命の挫折ともいうべきできごとであった。

ようやく1980年代半ばになって，政府は土地問題を解決すべく新たな法案を国会に提出した。これは護憲評議会の意見も反映された形で，1986年10月30日に「革命後農耕のため臨時的に農民の管理下に置かれた利用土地（Dayer）および未利用地（Bayer）の譲渡法」として国会で可決された。法律の名前からもわかるように，これは農地改革の法律ではなく，農民や土地なし層が占拠している農地における紛争を解決することを目的としたものである。農地改革法がイスラム保守層によって棚上げされる中，農村では占拠した土地が分割され非合法のままで農民や土地なし層によって耕作され続けていた。土地革命が農村部で起こっていたことで，この既成事実を政府も追認せざるを得なかったといえる。占拠された土地を分配して問題を片付けようとしたのである。ただこれには，法が適用される対象を占拠が1981年3月20日以前（クルド人住居地は1985年3月20日）に発生したものに限定するという条件が加えられていた。さらに注釈では，大土地所有者と占拠農民のあいだにすでに契約が成立している場合は対象外になることや，農業以外に収入源がない大土地所有者に「慣行に基づく3倍」（家族が生計を立てるのに必要な農地の3番を保証する）の規定も設けられた。

三　マルヴダシト地方における旧地主所有地の占拠

1　シシドンギ村の農場占拠と農地の分割

政府と中央の権力機構のなかで政策論争が繰り広げられている間，農村部では村民による大土地所有者（旧地主）の農場の占拠が進み，この動きは各地で土地革命の様相をもみせていた。中央政府および議会と農村との間には時代状況に対する認識に大きな落差があり，土地問題に関しては村落域の住民主導で展開したというのが当時の実情であった。ここでは農村部の農場占拠の過程とその後の動向をとくにマルヴダシト地方の事例でみて行くことにする。

マルヴダシト地方の村では，先に述べたように，王政期の農地改革後に2つの農業経営の形態が並存していた。一つは，農地改革で土地所有権を得た農民が共同で所有し強い共同組織のもと

で営まれた農民経営であり，また一つは農民への譲渡を免れた旧地主所有地における大規模な企業的な農業経営である。農地面積では，地域のほぼ3分の1を前者が，また3分の2を後者が占め，経営形態を異にするこの2つが図1にみるようにモザイクのように広がっていた。

一方，農地改革で土地に権利を得られなかった土地なし層が相当数村落に滞留していた。彼らの中には村外に雇用を求めて都市に移住するものもあったが，多くは村に居住して企業的経営の農場で臨時に雇用され，また土木事業など不安定雇用の状態におかれていた。

農場の占拠はマルヴダシト地方においても，1979年の革命以後に激しく展開した。占拠は，1979年はじめから1980年春にかけた時期に多く，ある村の土地占拠が近隣の村に波及する形で地域全体に広がり，その後も1980年代末まで散発的に続いた。

まず，イスマイール・アジャミーが調査したマルヴダシト町に近いシシドンギ村の事例でみると[25]，早くも旧体制が崩壊する3か月前から村の活動家によるアジテーションがはじまり，革命が成功した直後に農場の占拠へと展開している。この村には2つの大土地所有者の農場があった。その一つは，ポレノウ村の場合と同時に，農地改革の第二段階で「分益比による農地の分割」が選択され，農民への譲渡を免れた農地で「メカニゼ」による経営を行っていた旧地主の農場である。また一つは，農地改革法が施行される数年前の1960年代初頭に，地主が経営地全体を囲い込み農民を排除して「メカニゼ」をおこなった農場である。革命直後の占拠はこのうちの後者で始まった。農地の囲い込みで排除された元農民の2人の息子がリーダーシップをとり，同じく排除された人たちを糾合して実行され，農場の農地を少しずつ奪い取っていった。まずおよそ14 haを接収し，収穫した砂糖ダイコンの運び出しを阻止した。次に，砂糖ダイコンの栽培を予定していた130 haの休耕地を占拠し，最終的には残りの土地と5つの灌漑用のポンプ井戸を占領し，農場の管理人を村から追い出した。そして，彼ら元農民が農地を回復してここで共同耕作を開始した。この農場の場合，農地の囲い込みで農民全員が追い出されていたため恨みは大きく，革命期のアノミー状況下において占拠行動が激しい闘争の形で展開したのである。

農地改革で地主と農民が農地を分けたもう一つの農場では，農民は農地改革で3分の1に権利を得ていたため，当初，土地占拠という行動には出なかった。しかし周辺の村に占拠騒動が拡大していく中で，1年半後に旧地主の農場の占拠が行われた。旧地主は，村民による農地の「不当な」占拠を，王政期の治安警察に代わって農村部に入ってきた建設聖戦隊（ジハードサーザンデギー）に訴えたが聞き入れられなかった。

農地改革法案が1980年4月に革命評議会で議決されたとき，地域における実行組織として「7人委員会」が組織された。この委員会は法案が棚上げされた後も活動を続け，法的には決定権はなかったが農場の占拠に対して調停機能を維持していた。旧地主と村民の双方から請願が出されたため，7人委員会の地方のメンバーは1981年に村を訪れ，占拠された2つの農場の150 haを31人の土地なし層に分ける裁定を下した。しかし，この裁定には法的拘束力がなく，土地も登記されないまま占拠と紛争の状態が続いた。

紛争が収束に向かうのは，非合法の土地の占拠が続くことを危惧した国会が急ぎ解決を目指して提案した1986年10月30日の法の成立以降である。この法律は，すでに述べたように，7人委員会や旧地主への強い圧力となり紛争の解決が図られるようになった。この結果，シシドンギ村では，農地を囲い込んで農民を排除した旧地主の農場の場合，旧地主は250 haを55人の農民に，120 haを23人の土地なし層に無償で譲渡すること，その代わり，占拠民は占拠地の140 haを地主に戻すことで合意された。またもう1人の旧地主の場合は，土地218 haのうち130 haを農民44人に譲渡し，残り88 haを旧地主に戻すことで決着した。

2　ポレノウ村における旧地主農場の占拠

ポレノウ村の場合，第一章でみたように，農地改革後に農民に譲渡された農地は1975年に農業公社のラームジェルド農場に組み入れられ，農民36人は農地を失っていた。革命が成功して間もなく農業公社は廃止され，農場も解体されて元の農民に戻されることになった。農場の解体と農地返還の具体的な手続きは，司法府の代表と農業省の役人それに農民の代表からなる監視団のもとで進められた。ラームジェルド農場には農民が所有していた農地，農業機械，農場の労働者の住宅として建設された住宅団地（シャハラッキ）などの資産があったが，この清算が監視団に委ねられ，ポレノウ村の農民36人への復帰が決定された。

農業公社農場の解体と並行して，旧地主の3家族が所有する農場の占拠が村民によってはじまる。この占拠の経緯は，リーダー的な役割を果たした村の農民ガーセム・ゴルバーニの証言によると次のようであった。

農業公社の農場に編成され農地を失った村民は，20 km離れたマルヴダシトの町や60 km離れた都市シーラーズで仕事をしていが，革命の混乱でその多くが職を失い村に戻らざるを得ない状況にあった。同じ村民として彼らのことが気にかかり，村民を集めて集会を開き議論をした。その結果，旧地主の農場を占拠し農地を分配する行動を起こすことが決定された。マルヴダシト地方では当時すでに村々で旧地主が所有する農場の占拠が始まっており，村民が一致団結して行動に当ることが確認されたのである。こうして農場の占拠が始まり，地主の立ち入りを禁じ，栽培中であった作物についても接収が宣言された。王政期の治安機関であるジャンダルメリーはすでに機能停止の状態にあったから，旧地主の3家はほとんど抵抗する力を持たなかった。

しかし，農場を占拠した後に解決を必要とするさまざまな問題を抱えることになった。問題の一つは，この占拠には法的根拠がなく，また占拠についての政府の明確な見解も示されなかったことから，農場の所有者との間で土地の権利をめぐる争いが生じたことである。また一つは，占拠地の分配をめぐって農民と土地なし層との間に利害の対立が生じたことである。これらは当事者だけで解決をはかるには困難な問題であり，第三者による調停が不可欠であった。この調停役を担ったのがつぎに述べる「5人委員会」である。

占拠が行われて間もない1979年7月24日，「農地権利侵害防止法案」が成立した。この法律

の内容は，土地の所有権をめぐる対立や訴訟を解決するために「5 人委員会」を設置し，この「5 人委員会」が紛争の当事者に和解を促す，またそれでも問題が解決しない場合には当該委員会が最終決定を下すというものである。委員会は，判事 1 名，農業省の役人 1 名，地方行政府の役人 1 名，それに少なくとも 1 名のイスラム聖職者を含む識者 2 名で構成され，占拠に関わる諸問題の検討と決定を任せられていた。ポレノウ村でもこの法律に基づいて「5 人委員会」が設置された。この委員会で検討された主な案件は次ぎの 2 点からなっている。

① 地主に残すべき農地の規模

② 土地なし層と農民に分割する農地の規模

このうち①については，農地をなるべく多く確保すべく農場の所有者である旧地主のさまざまな工作があった。たとえば，村社会のメンバーでありながら地主農場の差配をもしていた人物や 5 人委員会のメンバーへの働きかけを通して，できるだけ多くの農地を占拠者から取り戻そうとした。また占拠地に対する要求を取り下げるという条件で，村民代表 3 人に 1 人当たり 10 ha の土地を無償で与えることを提案して切り崩しを図った。

「5 人委員会」による調整はなかなかうまくいかなかった。このため，最終判断を農業省の副大臣エスファハーニに委ねるべく手紙を出した。同副大臣は 1981 年 1 月 31 日に州知事に通達を送り，ポレノウ村の村民に占拠地の内の 400 ha 分について農耕を許可する旨命じ，これによって①の案件は一応決着した。

この案件①が決着して後，土地問題の解決をはかる機関に変更が生じた。1981 年 4 月の革命評議会の議決により各地に「7 人委員会」が設置され，土地問題の解決に当たることになった。これによりポレノウ村の土地をめぐる紛争は「マルヴダシト地区 7 人委員会」が担当することになり，案件②はこの委員会が解決を図ることになった。

農地を農民および土地なし層の間でどう分割するかという②の案件については利害が対立した。農民は農業公社の清算ですでに 1 人当たり 7 ha の農地を回復していたが，村の土地なし層には農地がなかった。とくに都市部から村に戻ってきた人たちの多くは土地なし層であったから，旧地主の農場の分割に際して，彼らが優先して土地を保証されるべきだと主張していた。

結局「マルヴダシト 7 人委員会」は次のような結論を出した。

① 村の土地なし層 28 人は 1 人当たり 7 ha の配分を受ける。

② 農民 36 人は 1 人当たり 4 ha の配分を受ける。

③ 地主 3 家族にはそれぞれ 60 ha を残す。

土地なし層に 1 人当たり 7 ha が配分されたのは，農民との均衡を図ることにあった。農民は農業公社農場の清算で 1 人当たり 7 ha を回復していたから，これと同等の面積の農地が土地なし層に配分されたということである。続いて農民 36 人に各 4 ha が配分されることになった。しかし，これには不平等であるとする土地なし層からの異議があり，この 4 ha については農民自身ではなく子供の名義とすることで収拾がはかられた。この結果，農業公社農場の解体で戻された

農民の農地と占拠した旧地主の農場において，農民が各自11 ha，土地なし層が7 haの土地を取得し，線引きをして農地を分割することになった。ただし，村に居住する土地なし層すべてが土地を配分された訳ではない。村に居住しながら比較的安定した賃金労働者となっていた人たちは，土地の配分に際して権利がないとみなされ，5人の土地なし層が対象から外された。

一方，農場を所有する旧地主にも一定の土地が保証された。この村の地主は，デヘガーン家，ジョーカール家，アブドッラーヒー家の3家であり，2対1対1の割合で土地を共有していたが，3家にそれぞれ60 ha，計180 haを残すことで決着がはかられた。しかし，各家ともに名義人の数は多い。アブドルラーヒー家は5人，デヘガーン家は7人が名を連ねており，名義人1人当たりではその規模はかなり零細化し，地主階層が大きく凋落することとなった。

ポレノウ村の占拠地の処理は以上のように決まったが，この措置はあくまで臨時的なものであり，最終的には恒久法の制定を待たざるを得なかった。農場の占拠の後，すでに述べたように，農地改革法案，またその後の修正法案は1983年1月に棚上げされ，この揺れ戻しのなかで農場を占拠された旧地主層は勇気づけられ，土地紛争を裁判に持ち込むケースが多くなった。そして，紛争が続く土地問題を急ぎ解決するために「7人委員会」と地主に圧力をかけた1986年10月30日の「農耕のため臨時的に農民の管理下に置かれた利用地および未利用地の譲渡法」の成立に至ってようやく占拠地の土地問題が法的に確定することになり，ポレノウ村においても概ね上記のように決定された。しかし，土地が登記され村民がサナド（売買契約書）を手にするまでにはさらに10年以上の歳月がかかったのである。次に，登記に際して交わされたサナッド（売買契約書）をもとに農地の譲渡の内容を具体的にみていくことにする。

3　ポレノウ村におけるサナッド（土地売買契約書）

ここに示すサナッド（農地売買契約書）は大土地所有者（旧地主）とダールユーシュ・ゴルバニー個人との間で取り交わされたものである。被譲渡人ダールユーシュはポレノウ村の農民36人の1人，アリ・ゴルバニーの子である。旧地主の農場の分割に際して，農民の取得地4 haは子の名義とする旨決められていたためである。

先に紹介した農地改革時のサナッドでは，農地は農民36人に一括譲渡され，36人がモシャーで共有することになったが，このサナッドでは，被譲渡権者1人ずつが個別に地主と契約し譲渡されている。譲渡された土地は113サフムの農地と16サフムの農地のそれぞれ36分の1である。サフムは持分の単位を示したものであり，ここでの1サフムは1 haのことである。サナッドには，地主から農民36人に譲渡された土地と場所のみが示されており，この土地のどの部分かは記されていない。つまり農民には譲渡される農地の持分が示されている。しかし36人に譲渡された農地は，その後もモシャーで所有されたのではなく，譲渡を受けた後に農民の間で分割された。つまり，農民が農地を共同で所有し強い共同関係で耕作していた農業制度はこの時点で廃止され，農民は分割地を家族で経営する小農となった。

ポレノウ村のナサク所有者に対する地主所有地譲渡の土地売買契約書（要約）

1997 年 12 月

1986 年 10 月 28 日にイスラム国民議会で可決された法律にもとづき，またファールス州の土地再生・配分委員会の紹介状（1－1452, 1999 年 2 月 9 日）によって，以下の契約書が作成された。

売り手

パルウィーズ・デヘガーン（父の名　マフムード）

モハマッドバーゲルソフラーブ・デヘガーン（父の名　アリモハマッド）

ファリバ・アブドルラーヒ（父の名　モスタファー）

対象となる土地

地主 3 名が所有する土地のうち，それぞれが等しく 37.66 サフムをモシャー（共有）でもつ 111 番の中心部をなす 113 サフムの土地，および 3 名がそれぞれ 5.33 サフムをモシャーでもつ 111 番－1 の 16 サフムの土地。

買い手

ダールユーシュ・ゴルバニー（父の名はアリ）

取引対象

113 サフム（111 番）における 3.1388 ha

16 サフム（111 番の 1）における 0.44 ha

地主の所有地については農地改革にもとづく 1971 年の議事録にもとづいて登記されたものであり，買い手もこれにもとづいて取引に応じる。

価格

総額 138 万 3500 リアル

5 年分割払い。最初の支払額は 27 万 6700 リアル，支払日は 1999 年の 10 月 20 日とする。支払いは毎年この 10 月 20 日までになされなければならない。

条件

このサナッドは支払いが完了した時点で通常のサナッドとなる。

それまでこの土地を取引することはできない。

この農地はほかの目的で利用することが出来ない。

では，地主農場の分割で農民，土地なし村民，旧地主への配分地はどう決まったのか。図 2 で説明すると，農民 36 人が各 7 ha を所有する農地は王政期の農地改革で譲渡されたものであり，道路や水路を含めて 298 ha ある。一方，農地改革後に旧地主が所有した土地は 695 ha であり，このうち農地はおよそ 565 ha である。この 565 ha のうち 196 ha が村の土地なし層 28 人に譲渡され，農場のほぼ中央部に割り当てられた。またその近隣の農地 113 ha と 16 ha が農民 36 人の子に譲渡された。一方，地主には北側の土地 120 ha がアブドルラーヒー家とジョーカール家に 60 ha ずつ戻され，南側の 60 ha がデヘガーン家に戻された。しかし，この分割ではまだかなりの農地が分割の対象とならず残されている。この土地は川沿いの未利用地と紛争地である。紛争地については，村民が占拠して分割しているが，「7 人委員会」は村民の所有と認めてはおらず，1986 年の法の対象ともならなかったことから，2006 年の時点でなお係争中である。

図2　1986年の法にもとづくポレノウ村の農地分割

おわりに

以上からわかるように，革命期に起きた農場の占拠は王政期における農地改革を主たる契機としていた。農地改革の不徹底さについては当初より批判があったが，これを身近に実感していたのが村の農民であり土地なし層であった。多くの農民は農地改革後も豊かさを享受できず，しかも村のすぐ隣に旧地主の大規模な農場が広がっていたからである。しかし，このことが農地改革の評価を妨げるものではない。地主の利害を反映する形で実施されたとはいえ，農業の近代化を目指したことに違いはないからである。前近代的な地主・農民関係は廃止されたし，旧地主は企業的な農業経営者に衣替えし農業生産性も上昇した。問題は農地改革のもつ近代化の内容にあったといってよい。資本主義的な経営こそが近代であり，農民的経営はその過渡的形態として理解され，また生産力主義が農民の厚生よりも優先されたということである。経済開発が進められる中で農民の経営は克服されるべき農業制度とされ，大規模な企業的農場に生産力が期待されたのである。さらにオイルショックを経て巨額の資金を得た政府は開発を急ぎ，労働力においても再配分を求めた。人口抑制策をとる一方で農村から都市への人口の移動を推し進めたのである。農村人口が減少すれば農民経営も企業的経営に発展する可能性がある。しかし，イランでは農村人口の総人口に占める割合は1980年においても50%を超えており，農民は相変わらず零細であったことから，イラン経済の社会的矛盾は農村に深く沈潜せざるを得なかったのである。農地の再

配分を求めた農場占拠はこうした旧体制の開発政策に対する農村からの強い批判の現われであり，国家の暴力装置によって抑え込まれていた不満が革命の空白期に一気に表面化したものといってよい。

ではこの占拠をイスラム体制下の権力層はどのようにみていたか。この点はきわめて曖昧である。革命の理念に関わる問題であり，体制の内部で評価は分かれていた。社会問題化したことで既成事実化した農場占拠を認めながらも，基本においては必ずしも承認していた訳ではなかったと思われる。これは1986年の法律に象徴的に表れている。この法は占拠の追認という対処療法的性格をもち，革命の過渡期，つまり1981年3月までの占拠についてはやむなく認めたが，その後の占拠については判断を放棄した。このため占拠地の分割が法的に確定しないまま地主と農民の間で紛争が長期に続き，多くが裁判闘争に持ち込まれた。この結果1981年3月以降に占拠された旧地主の農場では地主はより多くの土地を取り戻し，場合によっては占拠そのものが無効とされた。マルヴダシト地方の事例でみると，たとえば，ポレノウ村から20 km離れたベイザー地区のある村の場合，村民に占拠された土地700 haのうち400 haが地主に戻された。また1980年代末に占拠があったバンダーミール村では，裁判で占拠が不法とされ，村民が占拠している土地すべてを地主に戻すよう決定された。村民はこの判決を不服として占拠を解かなかったことから，1989年に警察権力が介入して，死守せんとした村の住民との激しい衝突となり，村民4人と警官1人の計5人が死亡する事件に発展した。

イスラム体制下の政府の対応には曖昧さがみられたが，革命後に農民的経営は全体として拡大し，政府も農産物の価格支持政策など農民保護の政策をとった。農民は豊かになり農業経営への投資も増えた。その後の4半世紀をみると，化学肥料や灌漑水量が増え高収量品種が普及したことで生産性は大きく上昇し，灌漑小麦の単収でみるとこの30年間に4倍前後に増大した。生産力の面では小農保護政策は一定の成果があったといってよい。しかし，一方で土地問題では深刻な問題を抱えている。イラクとの戦争が続いた1980年代に政府は人口増大政策をとり年間 3％を超える高い出生率を記録した。とりわけ農村部で人口の増加が著しく，人口圧力による深刻な土地問題に再び遭遇している。分割相続による農地の零細化が進み，また新たに農村に失業層が滞留して小農を軸とした村の農業は再び深刻な土地問題を抱えているのである。

注

1　ここで言う「土地なし層」は，農地改革で農地に権利を得ることができず，村の周辺の企業的な農場やその他において不安定な就業状態にある村民を指す。イランではこの土地なし層をホシネシーンという。

2　マルヴダシト地方はイラン南部の都市シーラーズから40 kmほど北に位置するオアシス農業地帯である。ザーグロス山地の谷平野であり，長さは100 km，巾は平均で20 kmあるこの谷平野を中規模河川が縦貫し，この河川と山際を流下する地下水を農業用水として利用する200ほどの村が分布している。

3　本稿は，文部科学省の科学研究費の補助を受けた原隆一氏を研究代表とする共同研究「イラン・ザーグロス山地コル川流域地方の40年の社会変容」の一環をなすものである。

4　三木亘他編『イスラム世界の人々』1，200，201ページ

5　後藤晃・ケイワンアブドリ「イラン土地制度史論（1）」『神奈川大学商経論叢』第41巻第3・4合併号，2006年3月，23–31ページ参照

6　Khosravi, E., *Bozorg Maleki dar Iran as Dowerh Qajarieh ta-be Emruz, Thran*, 1961（岡崎正孝「地主の2つの形」滝川・斉藤編『アジアの土地制度と農村社会構造』アジア経済研究所，1966年66ページ）

7　イランの農地改革については，Denman, D., *The King's Vista,* London, 1973/Lambton, A., *Persian Land Reform 1962–66*, Oxford, 1969/Hooglund, F., *Land and Revolution in Iran 1960–80*, University of Texas Press, 1982/Najmabadi, A., *Land Reform and Social Change in Iran*, Solt Lake City, 1987

8　Okazaki, S., *The Development of Large-scale Farming in Iran*, The Institute of Asian Economic Affairs, Tokyo, 1968, pp. 7–48参照

9　このサナッドは農地改革時に農民であったアリゴルバニーの長男ダールユーシュが所持しているものである。同じサナッドは，被譲渡権者となった36人の農民とすべての地主が所持している。

10　持分の単位はダングだけではない。イラン北東部のホラーサン地方のある村の場合，地主の総持分を108としており（*Tahqiqate-eqtesadi*, Vol. 6, No. 15–16, p. 224），また，マルヴダシト地方のブーラキー村では1ダングを210に分けて総持分を1260としている。

11　1972年の調査では，農民は灌漑小麦の農地で1 ha当たり約90 kg（27.3マン）の種を播いていた。一方サナッドでは，灌漑地の種子5360マン，非灌漑地の種子2178マンとなっており，灌漑地と非灌漑地の単位面積当たりの播種量が同じとして計算すると，1 ha当たりの播種量は，全体の播種量7538マン（5360マン＋2178マン）を農民に譲渡された298 haで除した数値，25マンとなる。

12　後藤晃『中東の農業社会と国家』御茶の水書房，2002年，284–289ページ

13　Denman, D., *The King's* Vista, London, 1973, p. 210

14　Ashraf, A., Dehghanan, Zamin va Enghlab（農民，土地と革命），in *Masael Arzi va Dehghani*（農民と土地に関する諸課題），Tehran, Moseseh Enteshsrat Agah, 1986, p. 7

15　モスタズアファン（抑圧者）財団は1979年3月にホメイニの勅令で，王政期のパハレビ財団の資産を継承して運営し，その利潤を貧困者のために使用するために設立された。のちに没収された企業やその他の資産の多くも財団の管理下に置かれた。

16　Bakhash, S.,The Reign of the Ayatollahs : *Iran and the Islamic Revolution*, London, I. B. Tauris, 1985, p. 198

17　当時の左派勢力は，都市ゲリラ組織をはじめ共産主義の政治組織，モジャーヘディンのように社会主義思想の影響を受けていたラジカルな宗教勢力各派などにより構成されていた。

18　Ashraf, *op. cit* pp. 25–30/Amir Ismsil Ajami "From Peasant to Farmer" *Middle East Studies*" No. 37, 2005, pp. 333–4

19　革命直後にこの地域における没収農場は28件にのぼり，その面積は200 haから2000 haですべて大農場であった。Etella'at紙，1980年1月6日

20　Etella'at紙，1979年10月21日

21　「イスラム法的・限定的土地所有」はアシュラフの用語

22　Etella'at紙，1981年3月13日

23　Ashraf, *op. cit*, p. 28

24　Bakhash, *op. cit*., p. 210

25　Ajami, *op. cit*, pp. 333–335